

トップレベル審査委員会設置要綱

平成24年7月31日 環境部長決裁

（設置）

第1条 地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所及び極めて優れた事業所（埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針（平成24年埼玉県告示第402号）別表第4備考3及び4に規定する事業所をいう。以下「トップレベル事業所等」という。）の認定を公正に行うため、省エネルギー分野の専門家で構成された委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、専門的な議論を幅広く行い、意見、提言等を行う。

- （1）トップレベル事業所等の認定を希望する事業者が提出した地球温暖化対策推進状況評価書の内容に関すること
- （2）目標設定型排出量取引制度における優良大規模事業所の認定基準2（2）の規定に基づき、県が総合得点を補正すること
- （3）その他、環境部長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会に座長及び座長代理を置き、座長は委員の互選により選出し、座長代理は座長が指名する。
- 3 座長は委員会を代表し、議事を総括する。

（会議）

第4条 委員会は、座長が招集する。

- 2 座長に事故あるとき又は座長から委任を受けたときは、座長代理がその職務を代理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

（任期）

第5条 委員の任期は、委員に選任された年度の翌年度末までとする。ただし再任を妨げない。

（会議の公開）

第6条 委員会の会議は公開する。ただし、公開することにより率直な意見の交換若し

くは不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるときは、公開しないことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境部温暖化対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は平成24年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年1月23日から施行する。

別表（第3条関係）

氏 名	職業等
秋元 孝之	芝浦工業大学 建築学部長・教授
岩船 由美子	東京大学 生産技術研究所 人間・社会系部門 教授
工藤 拓毅	一般財団法人日本エネルギー経済研究所 理事
山本 亨	株式会社インティ 代表取締役
吉田 友紀子	国立大学法人茨城大学 理工学研究科都市システム工学領域 助教

(五十音順)